

# 在宅療養後方支援病床確保事業

## 利用のご案内

平成25年度より西東京市医師会で実施していた「在宅療養における後方支援連携事業」について、平成28年4月1日より西東京市が「在宅療養後方支援病床確保事業」として実施しております。

この事業は在宅療養中で「医療的ケアが必要な方」が、住み慣れた自宅で最期まで在宅生活を続けられるように支援するための制度です。在宅かかりつけ医と後方支援病院の連携を中心に「在宅生活を多職種で支える」という考え方を大前提としています。

本事業の目的、機能を十分にご理解いただき、ご活用ください。

なお、利用者登録制度については令和2年3月31日をもって廃止いたしました。

## 【ご利用方法】

### 1：かかりつけ医の登録

かかりつけ医は、登録申請を行ってください。登録医の申請をします。(No.1)

※医師会に所属していないかかりつけ医の方は、申請時に必ず医師免許証（写し）および写真付き身分証明書（写し）を郵送してください。

#### かかりつけ医として登録できる医師

西東京市民のかかりつけ医（西東京市医師会以外の医療機関も含む）

#### ◆注意事項◆

- ・かかりつけ医は、利用者家族に本事業の目的を十分に説明すること
- ・利用者家族は、かかりつけ医から本事業の目的について十分に説明を受け同意の上で利用をすること

### 2：利用目的（在宅療養生活を支えるために）

#### 利用できる方

- ・西東京市民の方
- ・65歳以上、または、40～64歳の要介護認定を受けている方
- ・訪問診療を受けている方、または、介護保険によるショートステイの利用が困難な医療的ケアが必要な方

（例えば、褥瘡処置、たん吸引、麻薬の管理、気管切開、胃瘻・腸瘻等経管栄養、静脈栄養、点滴、在宅酸素等を行っており、常時介護が必要な方。神経難病の方）

## 利用目的

- ① 病状増悪時の治療
- ② 病状再評価
- ③ 家族支援（レスパイト等）
- ④ 在宅看取りのための支援（緩和ケア含む）
- ⑤ 医療器材の交換・調整
- ⑥ 検査・画像診断
- ⑦ リハビリテーション・機能評価

## 3：事業利用のルール

- ① 入院期間は、原則 14 日以内とします。
- ② 必要な検査一式は、その都度行います。
- ③ 利用者情報は、かかりつけ医、病院等、関係機関の多職種で共有します。
- ④ 入院期間終了後は、在宅療養に戻ることを原則といたします。
- ⑤ 入院の可否については、病院医師が決定いたします。
- ⑥ 本事業利用における費用については、通常の入院費用と変わりません。  
個室ご希望の場合はお申し出ください。（差額料は病院毎に違います。）

## 4：入院申し込み時の流れ

※入院の申し込みは、必ず「かかりつけ医」が行ってください。

- ① かかりつけ医は「**緊急の状態ではないが** 14 日以内の入院が必要」と判断します。
- ② かかりつけ医は、「入院申込書（No.2）」を記入します。  
入院を希望する病院に電話連絡の後、診療情報提供書と入院申込書を FAX してください。  
※利用者名は、**イニシャル**でお願いします。
- ③ 病院は入退院日時が決定したら、かかりつけ医へ報告をします。
- ④ かかりつけ医は、利用者・家族等およびケアマネジャーに入退院日時の連絡をします。
- ⑤ ケアマネジャーは、サービス事業者等へ入退院日時を連絡します。

### 注意事項

- ① 「**緊急の状態ではない**」とは、即日入院の必要はないが、2～3 日中には入院を必要とする状態をいいます。
- ② かかりつけ医は、利用者・家族等に対し、本事業の目的について十分に説明を行い、同意を得た上で利用してください。

## 5：入院ができない場合

- ① 病院の担当医が、「本事業の対象ではない」と判断した場合
- ② 病院での対応が困難と判断される病状及び周辺症状等がある場合
- ③ その他、入院の継続が困難と判断した場合

※上記の際は、かかりつけ医にご相談いたします。

## 6：退院までの流れ

- ① 退院前に、合同カンファレンスを実施します。  
利用者・家族等、かかりつけ医、病院担当医、ケアマネジャー、訪問看護師等多職種を交え、入院中の経過、今後在宅療養で注意する点等について情報共有を行います。  
カンファレンスを実施しない場合でも、在宅療養に必要な情報の確認は行ってください。
- ② 退院日時を確認し、在宅療養に戻るための準備をします。
- ③ 病院担当医の判断で、入院が継続になる場合もあります。その際は、かかりつけ医と今後の方針を決めていきます。

## 7：本事業に関するお問い合わせ

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

### ●かかりつけ医登録について

西東京市医師会事務局

住 所：東京都西東京市中町1-1-5

電 話：042-421-4328

F A X：042-424-3729

### ●在宅療養後方支援病床確保事業について

西東京市 健康福祉部 高齢者支援課 在宅療養推進係

電 話：042-420-2812

F A X：042-462-1130

# 西東京市 後方支援病院 連絡先一覧

令和2年4月現在

病院名：田無病院

担当部署：医療福祉連携部

電話：042-461-7225 (直通) FAX：042-461-2688 (直通)

病院名：西東京中央総合病院

担当部署：地域医療連携課

電話：042-464-1511 (代表) FAX：042-452-1577 (直通)

病院名：佐々総合病院

担当部署：地域医療連携室

電話：042-461-5277 (直通) FAX：042-461-5799 (直通)

病院名：保谷厚生病院

担当部署：地域連携室

電話：042-424-6640 (代表) FAX：042-424-6641 (代表)

病院名：武蔵野徳洲会病院

担当部署：地域連携室

電話：042-465-0781 (直通) FAX：042-465-0782 (直通)